

年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山収（元内閣法制局長官））に諮り、同会議からの「未支給年金の請求者から提出された戸籍謄本等について原本の返却を求める申出があった場合、原本のコピーを取り、これに原本証明した上で、請求者に原本を返却する取扱いは、国民の利益につながることであり、その徹底が図られるべきである」等の意見を踏まえて、平成27年12月11日に日本年金機構及び厚生労働省にあっせんし、28年3月24日に日本年金機構から、同年3月23日に厚生労働省から、それぞれ回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

年金を受給していた父が死亡し、未支給となった国民年金の請求書を市に提出した際、添付していた戸籍謄本の原本を返却するよう市に求めたが返却されなかった。このため、生命保険の請求や銀行預金の解約に用いる戸籍謄本等を取得する費用がかかった。

一方、未支給年金の請求書を年金事務所に提出する場合には、戸籍謄本等の原本は返却されるようなので、市町村に提出する場合も返却できるようにしてほしい。

（注）本件は、茨城行政評価事務所が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

- 1 日本年金機構は、請求者の求めに応じて原本を返却することについて、請求書や請求書の記載要領に分かりやすく記載するなど、請求者及び市町村の国民年金事務担当者への周知について工夫する必要がある。
- 2 厚生労働省は、請求者の求めに応じて原本返却をする取扱いが市町村に徹底されるよう、国民年金市町村事務処理基準及び国民年金市区町村業務支援ツール（注）を見直す必要がある。

（回答要旨）

- 1 日本年金機構
未支給年金の請求書その他、原本返却ができる全ての請求書等（88種類）の記載要領に、請求者の求めに応じて原本を返却する取扱いをすることができることを記載とする。その対応を行った際は、年金事務所から市町村に情報提供する。
- 2 厚生労働省
国民年金市町村事務処理基準及び国民年金市区町村業務支援ツールの改正を行い、請求者の求めに応じて原本を返却する取扱いの徹底について記載する。
なお、国民年金市町村事務処理基準は、平成28年3月23日に改正し、同日付けで地方厚生局に対し管内市町村に周知するよう指示した。国民年金市区町村業務支援ツールについても、速やかに改正する。

（注）市町村の国民年金事務担当職員が窓口対応などで使用するもの



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室 細川、尾崎
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426